

第 2 1 期福島県内水面漁場管理委員会
第 6 回委員会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 1 月 27 日 (金) 13 時 30 分から 15 時 30 分まで
- 2 場 所 杉妻会館 3 階 百合 (福島市杉妻町 3 番 45 号)
- 3 出席者 (委員) 熊田純道 (ウェブ参加)、寺西博志、中沢重一、坂内由夫、
松本秀夫、石井弓美子 (ウェブ参加)、片山亜優、
三木志津帆 (ウェブ参加)
- (書記) 後藤勝彌 (水産課主幹)
村上利佳子 (水産課主事)
- (県側) 石田敏則 水産課長 (書記長)
成田 薫 水産課主任主査 (書記)
山廻邊昭文 水産事務所長
山本達也 水産資源研究所長
川田 暁 内水面水産試験場長
千代窪孝志 水産事務所漁業振興課主任主査
神山享一 内水面水産試験場調査部長
- 4 議 事 (1) 議案
- 議案第 1 号 福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について (諮問)
- 議案第 2 号 令和 5 年度目標増殖量について
- 議案第 3 号 コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について (協議)
- 議案第 4 号 公聴会の開催について (福島県内水面共同漁業権漁場計画関係)
- (2) 報告事項
- 報告事項ア 福島県内水面区画漁業権漁場計画の素案について (報告)
- 報告事項イ 漁業権に係る資源管理状況等の報告について (報告)
- 報告事項ウ 漁業生産力の発展に関する計画及び点検結果について (報告)
- 報告事項エ 令和 4 年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について (報告)
- 報告事項オ 遊漁承認証のオンライン申請導入後の状況について (報告)

5 会 議

(1) 開会

後藤書記

定刻となりましたので、只今より第 21 期第 6 回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

委員の出席状況を御報告いたします。本日は委員 10 名中 8 名の御出席をいただいております。なお、熊田委員、石井委員、三木委員におかれましては、インターネットでの御出席となっており、福島県内水面漁場管理委員会運営規

程第3条第5項の規定に基づく情報通信機器を活用しての御出席となります。

よって、本委員会は、漁業法第173条で準用する漁業法第145条第1項の規定により、委員の過半数をもちまして、成立いたしますことを御報告申し上げます。

(2) 会長挨拶
後藤書記

開会にあたりまして、片山会長より御挨拶をお願いいたします。

片山会長

宮城大学の片山です。本日はよろしくお願ひします。

会議に先立ちまして、一言、御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から福島県内水面漁業への御支援、御協力をいただきまして深く御礼申し上げます。

東日本大震災、東京電力福島第一原発事故からまもなく12年になります。これまでの間、漁業者と県の連携のもと、放射性物質のモニタリング検査に取り組み、昨年は、阿武隈川の「ふな」「うなぎ」をはじめ、全部で7か所の河川・湖沼において4魚種の出荷制限指示の解除がありました。いまだに、浜通り地区、中通り地区の一部の魚種で出荷制限が残っておりますが、引続きの取組により、解除が進み、遊漁再開につながるなど、今後の内水面漁業の復興が着実に進展することを期待しております。

本日の委員会ですが、「福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について」(諮問)、公聴会の開催について等の議案が4件、報告事項が5件予定されております。

大変多くの議題ではございますが、委員の皆様から活発な意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

(3) 議長の
選出

後藤書記

ありがとうございました。

続きまして議長を選出いたします。

委員会運営規程第3条第1項の規定により、会長に議長をお願いいたします。片山会長よろしくお願ひいたします。

(4) 議事録
署名人の選出

片山会長

議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。議長指名とさせていただきますので、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

片山会長

それでは、議事録署名人に寺西委員と石井委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

(5) 議案

片山会長

それでは、議事に入ります。

議案第1号「福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について(諮問)」を議題といたします。

知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明願ひいたします。

石田課長

議長、水産課長。

議案第1号「福島県内水面協同漁業権漁場計画の案について」御説明いたします。資料1ページをお開きください。

令和5年1月19日付け4生流第3704号で、知事から貴委員会へ諮問しております。

内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。

成田主任主査

はい、議長。水産課成田です。

説明に入る前に、資料の訂正をお願いします。資料6ページをお開きください。表の上段、「1 素案の番号」と記載ありますが、「素」を削除いただき「1 案の番号」に修正をお願いします。7ページ以降、31ページまで、同様に修正をお願いします。

それでは、議案第1号の内容について説明に入ります。

資料2ページの1の概要を御覧ください。今回の諮問は、漁業権の免許の切替に関するものです。現在免許している内水面の共同漁業権は、令和5年8月31日をもって、その存続期間が満了します。知事は、漁業法の規定に基づき、令和5年9月1日以降の漁業権の内容となる内水面漁場計画を定めることとなりますが、今般、その案を作成しましたので、貴委員会の意見を求めるものです。

漁場計画の内容に入る前に、これまでの経過について御説明します。

資料32ページをお開きください。漁業権切替に係る事務の流れをお示しております。今回の諮問は、上から3つ目の四角、太枠で囲んでいる箇所です。漁場計画を作成するため、これまで、一番上の四角の「調査」、具体的には、現在漁業権を有する漁業協同組合への要望調査や現地でのヒアリングを行ってまいりました。調査の次は、上から2つ目の四角「立案」の段階に移りまして、調査で得られた結果を踏まえ、令和5年9月以降の漁業権の内容となる漁場計画の素案を作成し、前回の委員会、令和4年11月2日に開催されました第21期第5回福島県内水面漁場管理委員会において、その概要を御報告したところです。その後、作成した漁場計画の素案について、漁業法の規定に基づき、利害関係人の意見聴取を実施しました。また、漁場計画の作成に係る国の技術的助言に基づき、関係機関への協議及び照会を実施しました。今回お諮りする漁場計画の案は、これらの手続を経て作成したものとなっております。

次に、立案の段階で実施した利害関係人の意見聴取、関係機関への協議及び照会の結果について御報告します。

資料2ページにお戻りください。資料中程、3の内容を御覧ください。上から2行目、米印(※)の部分を御覧ください。令和4年11月21日から12月20日までの1か月間、漁業法第64条第1項の規定に基づき、漁場計画の素案に関する利害関係人の意見を聴くため、水産課ホームページでの意見聴取と現在漁業権の免許を受けている漁業協同組合に対する意見聴取を行いました。また、令和4年4月14日付け4水管第57号で水産庁長官から技術的助言として通知ありました「海区漁場計画の作成等について」に基づき、関係課に対し、照会及び協議を行いました。その結果、内共第4号と内共第10号の漁場計画の素案において、意見がありましたので、その内容について検討しました。

(1)を御覧ください。(1)は、内共第4号について、現在の漁業権者である室原川・高瀬川漁業協同組合及び泉田川漁業協同組合から漁業権の対象魚種として「もくずがに」の追加を要望されたものです。理由は、地域の食文化を継承するため、今後の資源利用を図りたいとのことで、検討の結果、内共第4号の第五種共同漁業権の対象種として「もくずがに」を追加することとします。

続いて(2)は、内共第10号について、現在の漁業権者である鮫川漁業協同組合から漁場の位置及び区域についての問合せです。区域の基点として表示している「福島県企業局いわき事業所沼部ポンプ場堰堤」について、令和10年に移設予定があることから、移設後の漁場の位置及び区域に変更があるのかを尋ねるものです。当該施設の移動により、漁場の位置及び区域は変更ありません。漁場計画の案において、緯度、経度の表記を併せて記載することとします。

これらを修正した上で、漁場計画の案として作成したものが、資料4ページから31ページに別紙としてお示ししたものです。ただ今御説明した(1)、(2)について、具体的には資料7ページ、13ページが修正を加えた漁場計画案となっています。

最後に、今後のスケジュールについて御説明します。資料32ページをお開きください。改めての確認になりますが、今回の諮問は、上から3つ目の四角の部分です。この後、貴委員会において、上から4つ目の四角「公聴会」を開催していただき、公聴会の結果を踏まえ貴委員会から答申を受けた後、令和5年5月頃、漁場計画を決定し、福島県報において漁場計画を公示することとしております。

32ページの下側、免許事務の2重線で囲まれた部分を御覧ください。漁場計画を公示しましたら、申請を受け付けます。申請期間は、漁場計画の公示の日から6月下旬までを予定しております。申請がありましたら、免許事務の上から2つ目の四角、免許についての適格性などの必要な審査を行い、上から3つ目の四角、免許をする者を決定するため、貴委員会へ諮問を行います。その後、答申を受けましたら、令和5年9月1日に免許をすることとなります。

なお、この後、漁場計画の決定、公示までに、文書法規上の軽微な字句修正等があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

片山会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、御質問等ありますでしょうか。

はい、中沢委員よろしく申し上げます。

中沢委員

中沢です。

今ほど事務日程について御説明ありました。私は、阿武隈川漁業協同組合から来ていますが、原発事故以来、組合員数が減って非常に厳しい運営をしています。漁業権免許一斉切替事務日程の免許事務の欄に「2 適格性の審査」とありますが、組合の適正な運営に資するような県からの指導や助言があると厳しい運営の助けになると思います。

成田主任主査

成田です。御意見ありがとうございます。

今回、改正漁業法が施行されてから初の漁業権免許の切替になりますが、免

許と同時に、組合員さんのルールである行使規則や、遊漁者に守っていただく遊漁規則も改めて作り直す形になっております。改正漁業法施行後になりますが、機会を捉えながら、漁業協同組合を巡回して指導をさせていただいたところです。

漁業法の改正内容が十分に浸透するよう、そこは丁寧に対応しながら進めてまいりたいと思います。

片山会長 ありがとうございます。
ほかに御質問等よろしいでしょうか。

各委員 ・・・なし・・・

片山会長 ほかに質問がないようですので、この諮問につきましては、公聴会の結果を踏まえ、次回の委員会で検討の上、答申することにいたします。

片山会長 次の議題に入ります。
議案第2号「令和5年度目標増殖量について」を議題といたします。
これは、当委員会が決定するものですので、詳細について事務局からお願いします。

石田課長 はい、議長。内水面漁場管理委員会書記長。
議案第2号「令和5年度目標増殖量について」御説明いたします。
資料33ページを御覧ください。「1 目標増殖量の概要」ですが、「(1) 漁業権とは」、漁業法に基づき、県の免許により、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利です。「(2) 免許の要件」について、漁業法168条により、第五種共同漁業権は、当該水面において増殖する場合でなければ、免許してはならない旨が規定されており、各漁業協同組合においては、増殖の義務が生じることとなっています。「(3) 目標増殖量とは」、増殖、すなわち放流しなければならぬ数量を漁業協同組合に示すものであり、この内水面漁場管理委員会が決定し、県報に登載して公示するものです。
内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。

成田主任主査 はい、議長。内水面漁場管理委員会書記、成田です。
説明に入る前に、資料の訂正をお願いします。資料36ページをお開きください。下から4行目の(図8)を(図9)と訂正をお願いします。
それでは、議案第2号「令和5年度目標増殖量について」御説明いたします。
資料34ページを御覧ください。「1 目標増殖量決定の経過」について、中段の表を御覧ください。平成15年漁業権切替以降の目標増殖量見直し経過を年度ごと、魚種ごとに示したものです。平成16年度の免許切替対応から平成26年度の免許切替対応の期間においては、平成19年度に全魚種の数量を平成16年度の70%とする見直し、平成22年度にあゆみに限定して平成16年度の50%とする見直しを行っています。また、平成23年度にうぐいについて増殖方法を稚魚から産卵場に変更することに伴う数量の振替を行いました。平成26年度の免許切替対応時に、一部漁場のこい、ふなを対象魚から除いたほか、

あゆ、うぐいについて目標量を減じました。以降は、うぐいの増殖方法の変更に伴う数量の振替を平成 29 年度、平成 31 年度、令和 3 年度に行いました。平成 27 年度以降の漁業権の存続期間においては、これまで目標増殖量の数量を減ずる見直しは行っていないところです。

「2 令和 5 年度目標増殖量の検討」について、(1) 組合員と遊漁者の動向から御説明します。資料 38 ページの図 1 を御覧ください。組合員数は、平成 9 年度以降、減少傾向が継続しており、令和 3 年度現在約 12,000 人となっています。

遊漁者の動向については、図 2 の遊漁承認証の発行数を御覧ください。県全体の年券と日券の合計数を実線で示していますが、平成 10 年度をピークとして減少傾向が続き、震災により大きく減少しました。平成 24 年度に 8 万枚を割り込み過去最低となった後、回復傾向で推移したものの令和 2 年度に再び大きく落ち込みました。その後、令和 3 年度には、わかさぎ遊漁の回復や 2 漁協の事業再開により、119,000 枚と、震災後としては最も多い発行数となったところです。

続いて、図 3 を御覧ください。県全体の漁協の基本収入と増殖経費の推移を示しています。震災により、多くの漁協で遊漁等の制限を受けたことから、基本収入、増殖事業ともに大きく減少しました。その後、平成 24 年度以降は、ともに増加傾向でしたが、増殖経費が基本収入を上回る状況が継続しています。図 4 にその収支の推移について示しましたが、最大で令和元年度の 4,100 万円、平成 24 年度以降の年平均で 2,300 万円、増殖経費が基本収入を上回っています。基本収入に占める増殖経費の割合を破線のグラフで示していますが、震災前は概ね 75% 前後を推移したものが、震災後は大きく変化しました。

ただ今の御説明は、県全体の合算でしたが、これを個別の漁協単位でみたものが、図 5、図 6 になります。なお、この資料については、漁協の経営に関わる情報を含むことから、委員限りの資料であることを御承知願います。

図 5 は、各漁協の単年の事業規模の目安として、支出総額を、平成 21 年度から 25 年度の 5 か年平均と平成 29 年度から令和 3 年度までの直近 5 か年平均とで対比したものです。支出規模が著しく縮小している漁協はみられません。

図 6 は、各漁協の財務基盤の目安として、純資産を対比させたものを示しています。図中の H 漁協や M 漁協は、減少幅が大きいように見えます。また、N 漁協については、自己資金が小規模で運転資金に懸念があるものと考えます。

資料 35 ページにお戻りください。ページ中ほどの「3 令和 5 年度目標増殖量設定の方針」について、近年の組合員数、遊漁承認証の発行数の推移から、基本収入の回復は予断を許すものではなく、漁協経営の悪化が懸念されます。このことから、目標増殖量の削減による増殖経費の圧縮により、基本収入との収支バランスを見直すこととします。また、目標増殖量の放流にかかる負担を軽減することで、各漁協において、それぞれ独自の経営方針に基づいた増殖事業を促進し、組合員や遊漁者の需要に応える漁場づくり、遊漁等事業の展開を図ることとします。

「4 令和 5 年度目標増殖量(案)」について、目標増殖量の削減に当たりましては、農林水産省統計部の漁業センサスをもとに、遊漁承認証の増減の動向から各魚種の削減の割合を検討しました。

資料 39 ページを御覧ください。図 7 から図 11 まで、魚種の区分ごとに福島県における遊漁承認証の発行数を棒グラフで示し、また、平成 20 年を基準と

して 100%とした場合の割合の推移を福島県、東北5県、全国について折れ線で示しています。この動向により、削減の可否、割合を検討しました。

資料 36 ページを御覧ください。これから魚種ごとに御説明します。

(1) こい・ふな類ですが、平成 26 年度から令和 4 年度の目標増殖量の 50%を案とします。この案の理由について、資料の 39 ページの図 7 を御覧ください。折れ線グラフで示す本県における遊漁承認証発行数の減少傾向は、東北 5 県、全国の減少傾向と比較して大きく、基準年の平成 20 年から平成 30 年で割合が 28%です。東北 5 県は 68%となっており、本県における遊漁需要が東北 5 県と同水準まで回復するまでは至っていないと考えます。本県の遊漁需要は大きく減少していますが、目標増殖量の削減は、本県と東北 5 県の間の中程度の値とし、28%と 68%の間から 50%としました。

このように、他の魚種についても、本県の遊漁承認証発行数の減少傾向と、東北 5 県、全国の減少傾向と比較し、図 9 のます類、図 11 のその他の魚類について、本県と東北 5 県の間程度を目安として目標増殖量の削減案を整理しました。

資料 36 ページにお戻りください。(2) あゆは、別途に御説明します。

(3) ます類のやまめ、いわな、ひめますについて目標増殖量は下線部のとおり、平成 26 年度から令和 4 年度目標増殖量の 60%を案とします。

次のページ、資料 37 ページを御覧ください。(4) わかさぎは、後ほど御説明いたします。(5) その他の魚種としてうなぎ、うぐいについて目標増殖量は下線部のとおり、平成 26 年度から令和 4 年度目標増殖量の 40%を案とします。

資料 36 ページにお戻りください。(2) あゆについて、下線部を御覧ください。目標増殖量は、平成 26 年度から令和 4 年度目標増殖量と同じ数量を案とします。資料 39 ページの図 8 を御覧ください。本県の遊漁承認証発行数は減少、横ばいで推移しており、平成 30 年には基準年の 38%となっています。東北 5 県、全国においては、減少傾向が継続し、平成 30 年に基準年の 46%、52%となっています。本県と東北 5 県とでは、38%、46%と差は 8%です。目標増殖量の削減は、これまで御説明の他魚種と同様に考えると、40%が目安と考えます。しかしながら、現在の目標増殖量による数量設定で、本県の遊漁承認証発行数が下げ止まっている状況や本県の減少割合が東北 5 県と大きな差がないこと、また、遊漁者減少が顕著で漁協収入減少の主要因となっていたことから平成 22 年度に見直しを行った経過があるものの、現在の状況であゆ遊漁事業の有無が漁協の経営状況に影響があるか、資料 38 ページの図 5、6 から判断すると、漁協それぞれであり、特に影響が認められないことを考慮し、現在の目標増殖量を維持して遊漁需要の動向を注視することとします。

資料 39 ページを御覧ください。(4) わかさぎについては、唯一、本県において遊漁需要が上向いているもので、東北有数のわかさぎ漁場となっています。このことから、37 ページの下線に示すとおり、目標増殖量は、平成 26 年度から令和 4 年度目標増殖量と同じ数量を案とします。

以上が、令和 5 年の目標増殖量の案になります。

なお、この案による増殖事業にかかる全魚種の全県の種苗費の合計は、約 7,200 万円と試算され、同じ単価設定で試算した令和 4 年度の種苗費は約 8,800 万円なので、約 1,600 万円、2 割弱の削減となります。

資料 40 ページを御覧ください。令和 5 年度の目標増殖量の告示文案になります。

なお、この後、公示までに、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

片山会長

ただ今の説明につきまして、御質問御意見等ありますでしょうか。

はい、中沢委員お願いします。

中沢委員

先ほど漁協の運営のお話をしましたが、39 ページの図 10 のグラフを見るとわかさぎの遊漁承認証の発行数がすごく伸びています。63 ページの漁場別増殖実績を見ると、令和 3 年度の達成率が 300%と、檜原湖、小野川湖、秋元湖のそれぞれ漁協が増殖を頑張っておられる。運営が非常に苦しい中、特色付けをして、頑張っているところは、結果として図 10 でもわかるように伸びています。

一方、あゆも非常に人気の魚種ではありますが、どうしても種鮎が高いということで、そのあたりのバランスに苦労しているという話を聞きました。漁協だけの悩みではなく、福島県の漁場の特徴とか、いいところをメッセージで発信していただければ、遊漁者数が増加して、結果的にはそれぞれ河川ごとに特徴・特色を持った漁場ができるのかなと思います。

この目標増殖量の案には、異議ございません。この図 10 のグラフを見た感想としてお話ししました。

片山会長

はい、ありがとうございます。

そのほか御意見・御質問ありますでしょうか。

三木委員お願いします。

三木委員

遊漁者について、福島県と他の東北 5 県について県外の割合は違うのでしょうか。そういうデータは公開されているのでしょうか。

成田主任主査

今回用いましたデータは、遊漁承認証の発行枚数ということで、現場で釣りをするとき発行される券の枚数です。

実際、遊漁者が何人いるかの部分については、平成 20 年より前の漁業センサスの頃には、実際の人の数としてのデータがございましたが、今回参照した漁業センサスではそういった資料の整理は、なされていないものですから、このような形で動向をつかんだということになります。

三木委員

ありがとうございます。県によって対応や宣伝できるのかなと思ったのですが、難しいということがわかりました。

片山会長

はい、ありがとうございます。

そのほか御意見・御質問ありますでしょうか。

坂内委員お願いします。

坂内委員

あゆの目標増殖量が（平成 26 年度から令和 4 年度までと）同じ数量になっていますが、震災以降、県の補助があってなんとか放流をしていた漁協が多いと思いますが、補助金がなくなるようでしたので、同じ数量を放流するのはか

なり厳しくなると思います。

成田主任主査

水産課成田です。おっしゃるとおり、漁協によっては、あゆの事業で苦しんでいらっしゃるというの伺っているところですが。

今回この案を検討するに当たっては、そういう部分も踏まえてありますが、そのほかの魚種、溪流魚やコイ科魚類についても削減をすることで、漁協全体としては、増殖経費の重荷を軽くして、漁場の特色を出せるようにということで、このような案を提出させていただきました。

あゆについては、先ほど申し上げましたけれども、低下して横ばいにあるところを、放流が支えているかもしれないと考えられる部分があるものですから、令和5年度については、維持をして、様子を注視していく、来年度再度検討するというところで進めていきたいと思っています。

以上です。

坂内委員

(内水面水産) 試験場には、良い種苗を提供してもらえよう、要望します。濁りが出たら放流した種苗がいなくなったとか、そういうことのないようによろしくをお願いします。

石田課長

水産課長、石田です。

ただいま御意見いただきましてありがとうございます。

いわゆる釣れるあゆ、あるいは流れに強いあゆ等については、今後も漁協等の要望を踏まえて、こういう要望に応えられるような、系統の開発に努めていきたいと思っています。

以上でございます。

片山会長

ほかに御質問等ありませんでしょうか。

各委員

・・・なし・・・

片山会長

ほかに質問がないようですので、議案第2号「令和5年度目標増殖量について」をお諮りいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

各委員

(4名中4名挙手、ウェブ参加の委員も全員挙手)

片山会長

オンラインで参加の3名の委員の方も賛成を確認いたしました。

よって、全会一致ですので、議案第2号「令和5年度目標増殖量について」を原案のとおり決定しました。

なお、本決定につきまして、県報に告示するとともに、関係者に通知することといたします。よろしくお祈りいたします。

片山会長

続きまして、議案第3号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」を議題といたします。

詳細について、事務局から説明願います。

成田主任主査

はい、議長。

内水面漁場管理委員会書記、成田です。

議案第3号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」御説明いたします。なお、以下コイヘルペスウイルス病を「KHV病」と省略して説明いたします。

資料41ページを御覧ください。KHV病は、コイだけに感染し死亡率が高く、養殖業等に多大な被害をもたらすため、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病に指定されております。

全国及び県内におけるKHV病の発生状況ですが、図1に全国の発生状況を示しております。平成15年11月に茨城県で発見され、平成16年に910件とピークとなっております。その後の発生件数は減少傾向で、令和3年には2件となっております。

県内の発生状況につきましては、図2に示しております。本県におきましては、平成16年に阿武隈川及び釣り堀において発生が確認されました。そのため、平成16年7月9日付けで、当委員会は、阿武隈川本支流についてコイの持ち出しの禁止、公共水面等への放流の制限、遺棄の禁止について指示を発動し、現在まで継続しております。その後、県内における発生件数は、平成17年をピークに減少し、平成21年以降、平成30年に1件確認されましたが、それ以外の発生は見られておりません。

次に、コイの内水面養殖業の収穫量についてですが、図3を御覧ください。平成14年から令和3年までの、コイの全国と本県の内水面養殖収穫量でございます。福島県は現状においては、茨城県に次ぐ全国有数のコイの養殖県でございます。

既発生水域についてですが、国のコイヘルペスウイルス病防疫指針において、既にKHV病が発生した水域を既発生水域と位置づけておりまして、福島県では阿武隈川水系を既発生水域に指定しております。

事務局といたしましては、引き続きまん延防止のため、コイヘルペスウイルスに関する委員会指示の継続が必要であると考えております。

資料42ページを御覧ください。指示の内容といたしましては、1. 指定水域からの持ち出しの禁止、2. 放流の制限、3. 遺棄の禁止、4. 試験研究からの適用除外という内容となっております。

指示の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間を考慮しております。

1. 持ち出しの禁止については、(二)に「委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。」とありますが、持ち出しの禁止に関する水域を本委員会が決めて、公表するというものです。

これについては、指示の発動と同時に、内水面漁場管理委員会の告示の案ですが、従来通り阿武隈川本流及び支流を指定することとしております。新たな水域においてKHV病が発生するなど、緊急に水域の指定が必要になった場合については、迅速な対応ができるよう水域の指定の追加につきまして、片山会長に御一任くださるよう、併せてお願いいたします。

なお、指示の内容及び指定水域の継続につきましては、本委員会に諮ることを阿武隈川の漁業権者である阿武隈川漁業協同組合及び鯉養殖の生産者の組合である南東北内水面養殖漁業協同組合に事前に通知をしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

片山会長 　ただ今の説明につきまして、御質問御意見等ありましたら、発言願います。

各委員 　・・・なし・・・

片山会長 　御質問等ないようですので、議案第3号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」をお諮りいたします。
　ただいま、事務局から説明したとおり、委員会指示を1年間延長して発動することに賛成の方の挙手を求めます。

各委員 　（4名中4名挙手、ウェブ参加の委員も全員挙手）

片山会長 　熊田委員、三木委員、石井委員も賛成と確認しました。
　よって、全員賛成ですので、議案第3号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」を原案のとおり決定いたしました。
　本決定につきましては、県報に登載するとともに、関係者に通知することとします。
　また、今後、他水域へ感染の拡大が確認された場合、早急に対応する必要があるかと思っておりますので、新たな水域の指定につきましては、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第12条第2項の規定に基づき、会長の先決事項として扱うこととしたいと存じますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。
　なお、新たに水域が指定された場合は、委員会で御報告いたします。

片山会長 　続きまして、議案第4号「公聴会の開催について」を議題といたします。
　事務局より原案を説明願います。

成田主任主査 　はい、議長。
　内水面漁場管理委員会書記、成田です。
　議案第4号「公聴会の開催について」御説明いたします。
　資料の51ページをお開きください。始めに関係法令について御説明いたします。下段の漁業法第67条第1項で、知事は5年毎に内水面漁場計画を定めることとなっております。漁業法第67条第2項で準用する中段の第64条に内水面漁場計画の作成の手順が記載されております。漁業法第64条第4項で、都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならない、第5項で内水面漁場管理委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならないと定められています。
　公聴会の開催手続きにつきましては、資料47ページをお開きください。漁業法に基づく公聴会に関する手続規程でその概要が定められております。
　資料の44ページをお開きください。ただ今の手続規程に従って作成いたしました公聴会の開催要領案でございます。
　まず、「1 根拠法令等」は先ほど御説明したとおりでございます。
　「2 主宰者」は、片山会長となります。

「3 期日及び場所等」ですが、従来同様にいわき会場、福島会場及び会津会場の3か所で開催する案でございます。いわき会場が3月13日午後1時30分からいわき合同庁舎4階大会議室。福島会場が3月15日午後1時30分から福島県庁本庁舎5階正庁。会津会場が3月8日午後1時30分から会津若松合同庁舎新館2階大会議室としております。

意見を聴こうとする案件については、漁業法第67条第2項により読み替えて準用する第62条の規程により、福島県知事が作成した福島県内水面共同漁業権漁場計画の案でございます。いわき会場では浜通り南部及び中通り南部、福島会場では中通り北部及び浜通り北部、会津会場では会津方部の漁場計画についての案件となります。

公述者となり得る者の範囲については、いわき会場が①共同漁業権を有する者、②熊川漁業協同組合ほかの各漁業協同組合関係者、③その他利害関係のある者。福島会場が①共同漁業権を有する者、②阿武隈川漁業協同組合ほか各漁業協同組合関係者、③その他利害関係のある者。会津会場が①共同漁業権を有する者、②会津方部の各漁業協同組合関係者、③その他利害関係のある者でございます。

担当の委員につきましては、会長については3会場、他の委員の方々については在住地を勘案して後ほど御案内差し上げますので、御対応をよろしく願います。

「4 公述者の手続き」については、公述希望者には、公聴会開会5日前までに資料45ページの公述申請書により発言要旨を提出してもらう案でございます。

「6 公述者の選定」については、手続規程で委員会が選定する事となっておりますので、公聴会当日の開会15分前に集合していただき、出席委員により公述申請書等を提出した方の中から選定していただくという案です。

「7 公聴会次第」については、資料の46ページを御覧ください。開会后、主宰者あいさつ、知事部局からの漁場計画についての説明、事務局からの公述者に対する注意事項の説明、公述者の公述、公述者に対する委員の質疑、そして閉会という順を予定しております。

つづきまして、資料の43ページにお戻りください。公聴会開催の告示案については、本資料のとおりでございます。

今後の事務手続きの中で告示案に対して文書法務上・事務上の修正等が加えられる場合もありますので、委員の皆様にはあらかじめ御了承お願いしたいと思っております。また、次回の委員会で、公聴会の結果を報告し、答申内容に関して御審議いただくことを予定しております。

以上で説明を終わります。御審議をよろしく願います。

片山会長

ただ今の説明につきまして、御質問等ありましたら、発言願います。

各委員

・・・なし・・・

片山会長

質問がないようですので、議案第4号「公聴会の開催について」委員会告示案及び開催要領案により実施することに賛成の委員の挙手を求めます。

各委員

(4名中4名挙手、ウェブ参加の委員も全員挙手)

片山会長 熊田委員、三木委員、石井委員も賛成と確認しました。
全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり、開催することに決定されました。

片山会長 続きますして、報告事項に移ります。
今回は、5件の報告事項があります。
まず、報告事項ア「福島県内水面区画漁業権漁場計画の素案について」知事部局から説明願います。

石田課長 議長。水産課長。
報告事項ア「福島県内水面区画漁業権漁場計画の素案について」御説明いたします。
資料53ページをお開きください。令和6年1月に予定されております漁業権の一斉切替に当たり作成します内水面漁場計画の素案について、御報告いたします。
内容の詳細につきましては、担当から説明させます。

成田主任主査 はい、議長。
水産課成田です。報告事項アについて御説明いたします。
「2 現在の区画漁業権免許状況」を御覧ください。現在、免許しております計39件の第二種区画漁業権については、令和5年12月31日で満了となります。
免許の詳細については、資料55ページを御覧ください。こい養殖業38件、きんぎょ養殖業1件について、中通り方部のため池等に漁業権を設定しております。
県では、この漁業権免許の切替に当たり、漁業権の内容となる漁場計画を定めることとなります。
資料の58ページを御覧ください。事務日程を示しております。本日の報告は、上から2つめの四角「立案」の段階にあたります。1番上の四角「調査」において、現在、漁業権の免許を有する漁業権者に対し、継続の要望調査を実施し、その後、ヒヤリングや漁場の現地調査を行いました。その結果を踏まえ、令和6年1月以降の漁業権の内容となる内水面漁場計画の素案を作成し、今回の委員会では、その概要について御説明いたします。この素案については、この後、関係機関との調整や漁業法に基づく意見聴取を行います。そこで得られた意見等を踏まえ、素案の内容を検討し、計画の原案を作成いたします。原案ができましたら、上から3つめの二重囲みの四角の手続き、貴委員会への諮問を行います。時期は令和5年4月を予定しています。その後、貴委員会において公聴会を開催していただき、答申が得られましたら、内水面漁場計画を決定し、令和5年8月に公示いたします。
58ページの下側、免許事務の枠囲いを御覧ください。
免許の申請がありましたら必要な審査の後、上から3つめの二重囲みの四角、免許をする者を決定するため、貴委員会への諮問を行います。その後、答申を受けましたら、令和6年1月1日に免許をすることになります。
資料の53ページにお戻りください。「3 漁場計画作成に向けた考え方」を御覧ください。現在、免許している漁業権が適切かつ有効に活用されている

と判断されることから、当該漁業権とおおむね等しいと認められる内容を漁場計画として設定します。また、新たな区画漁業権の要望があった水面については、当該漁場の自然条件や利用状況等を踏まえ、実現可能性を判断しながら、漁業者、管理者等の利害関係者の意見聴取を行い、漁場計画を作成します。

なお、改正漁業法の施行により、区画漁業権については、新たに団体漁業権と個別漁業権の別を定めることとなりますが、現行の行使状況を踏まえ、個別漁業権を設定します。

「4 素案の概要」を御覧ください。漁業権の事項について、それぞれ御説明します。

イ 漁場の位置、漁場の区域は、それぞれ現行の漁業権について、現行免許と同様とします。新規の1件については後ほど御説明します。ロ 漁業の種類は、全て現行の漁業権と同様に第二種区画漁業権とします。また、漁業の名称については、現行の漁業権と同様の「こい養殖業」のほか、一件について「こい・うぐい養殖業」の変更があります。後ほど御説明します。ハ 漁業時期も現行のとおりです。ホ 個別漁業権・団体漁業権の別は、個別漁業権とします。ト 漁業権の設定に必要な事項については、現行免許と同様に特にありません。条件については、現行の免許と同様とします。

(1) 漁場計画の内容を御覧ください。現行の漁業権者への調査結果に基づき、28件の漁業権について漁場計画を作成します。ア 現在免許している区画漁業権については、要望のあった27件に引き続き漁業権を設定するため、漁場計画を作成します。このうち26件は現行免許から変更ないものとします。1件については、現行の漁業権者からコイに加え、ウグイを養殖の対象とする生産計画の要望があったことから、国の技術的助言に基づいた魚種名及び養殖方法を冠して表示する方法により、漁業の名称を変更します。

資料56ページを御覧ください。左の欄、現行の免許番号、内区第15号について、右の欄の漁業の名称を「こい・うぐい養殖業」と表示します。

資料54ページにお戻りください。イ 新たに免許する区画漁業権については、1件のため池について、こい養殖業の要望があったものです。このため池については、前々回の漁業権存続期間において第二種区画漁業権が設定され、こい養殖業が行われていたものです。これについて、令和6年以降、再び漁場として活用するものです。現在の状況について調査を実施し、自然条件や利用状況について問題ないことから漁場計画を作成します。

資料57ページを御覧ください。表の一番下の欄の「新規」の公示予定免許番号が内区第25号です。

資料54ページにお戻りください。ウ 漁業権の条件については、現行免許と同様に枠囲みの5つについて付すこととします。

素案の詳細については、資料56ページから57ページの一覧表になります。後ほど御確認ください。

以上で説明を終わります。

片山会長

ただ今の説明につきまして、御質問・御意見等ありますでしょうか。

各委員

・・・なし・・・

片山会長

質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

片山会長

次に、報告事項イ「漁業権に係る資源管理状況等の報告について」を知事部局より御報告願います。

石田課長

議長、水産課長。

報告事項イ「漁業権に係る資源管理状況等について」御報告いたします。

資料 59 ページをお開きください。令和 5 年 1 月 19 日付け 4 生流第 3699 号で、知事から貴委員会へ報告しております。

内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、よろしく願いいたします。

成田主任主査

はい、議長。水産課、成田です。

報告事項イの内容について御説明いたします。

資料 60 ページをお開きください。「1 概要」を御覧ください。

今回の報告は、漁業法第 90 条第 2 項及び漁業法施行規則第 28 条第 3 項に基づき、知事から貴委員会へ報告するものです。

令和 2 年に改正後の漁業法が施行され、漁業権の免許を受けている者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、漁業権漁業における資源管理の状況や漁場の活用状況について、1 年に 1 回以上、知事に報告することが義務付けられました。また、報告を受けた知事は、その内容を確認し、意見を付して内水面漁場管理委員会に報告することとされました。

「3 報告方法」を御覧ください。県から漁業権者である漁業協同組合に対し、報告について通知した内容となっております。今回の報告の対象期間は、(3)に記載しているとおり、各内水面漁業協同組合の令和 3 事業年度となっております。

次に、「4 報告結果」を御覧ください。(1)資源管理の状況ですが、各漁業協同組合において、県漁業調整規則等の遵守のほか、資源維持のためカワウや外来魚の駆除や食害防除対策の取組、また、地域住民と連携した稚魚放流イベントが実施されたことの報告がございました。

(2)漁場の活用状況ですが、ア 採捕者数については、資料 61 ページを御覧ください。別紙 1 として漁場別の遊漁承認証の発行数を示しています。なお、この資料は、漁協の経営に関わる情報を含むことから、委員限りの資料であることを承知願います。免許番号の内共第 1 号から 7 号までの浜通り河川では遊漁が再開されておらず実績なしですが、内共 8 号木戸川では、あゆについて、内共 11 号阿武隈川で令和 3 年度から遊漁が再開されました。わかさぎ遊漁の回復もあり、県全体の遊漁承認証の発行数は 119 千枚と震災後としては最も多いものとなりました。

資料の 60 ページにお戻りください。イ 魚種別増殖実施量について御説明いたします。具体的には資料 62 ページから 64 ページですが、漁業協同組合別、漁業権別の、どのような魚種をどのような数量放流したか、目標増殖量を達成できなかった理由の詳細を表中の右の欄の摘要に示しています。

資料 64 ページを御覧ください。未達成の部分については、事前に協議を受け、了解しました原子力災害のほか、放流種苗の供給元の生産不調や漁場への砂流入によりあゆ漁場やうぐい産卵場の造成に支障があったことなど報告を受けています。

資料 59 ページを御覧ください。これまで御説明した内容を踏まえ、知事から貴委員会に対し、下記のとおり、おおむね、適切かつ有効に活用されている

ことを御報告いたします。

報告事項イの説明は以上です。

片山会長

ただ今の説明につきまして、御質問・御意見等ありましたらお願いします。

各委員

・・・なし・・・

片山会長

質問等ないようなので、ただ今の報告について、御承知願います。

片山会長

次に、報告事項ウ「漁業生産力の発展に関する計画及び点検結果について」を、知事部局より報告願います。

石田課長

議長。水産課長。

報告事項ウ「漁業生産力の発展に関する計画及び点検結果について」御報告いたします。

資料 65 ページをお開きください。令和5年1月20日付け4生流第3708号で、知事から貴委員会へ報告しております。

内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、よろしく願いいたします。

成田主任主査

はい、議長。水産課 成田です。

報告事項ウの内容について御説明いたします。

資料 66 ページをお開きください。「1 概要」を御覧ください。今回の報告は、漁業法及び漁業法施行規則に基づき、団体漁業権を有する漁業協同組合が行う漁業生産力を発展させるための計画の作成及び点検結果の知事への報告について、貴委員会に報告するものです。この手続については、令和2年に改正後の漁業法が施行されたことにより、漁業権者に対し新たに義務付けられた手続となっております。

なお、この計画に関して、知事から内水面漁場管理委員会への報告は法定ではありませんが、漁業権漁場の活用に関する内容でありますので、この場で御報告いたします。

まず、漁業生産力の発展に関する計画について御説明します。漁業法第74条第1項に、漁業権者の責務として、漁業法の目的である水面の総合的な利用及び漁業生産力の発展のため、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用することが規定されました。漁業生産力の発展に関する計画は、漁業権者がこの責務を果たすことができるよう作成するもので、作成した計画について定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとされており、漁業権者である漁業協同組合は、作成した計画と計画に記載された事項について、1年に1回以上点検を行い、その結果を記載した報告書を知事に提出するものとされており、

なお、計画は、総会又は総代会の決議を経て決定されます。点検は、総会、総代会、理事会等で行うものとされており、理事会で点検した場合には、総会又は総代会において報告するものとされており、

資料 66 ページの下の表を御覧ください。漁業権者における計画の作成、点検、知事への報告書の提出状況について御説明します。漁業権者である真野川漁業協同組合から阿賀川非出資漁業協同組合までの5つの漁業協同組合、次の

67 ページの会津非出資漁業協同組合から檜枝岐村漁業協同組合までの7つの漁業協同組合において、それぞれが有する漁業権漁場を対象とした計画を作成しております。作成した計画は、それぞれ総会又は総代会の決議を経て県に提出されております。

また、点検については、それぞれ理事会で行われ、総会又は総代会で報告するとともに、点検結果を記載した報告書が県に提出されており、法に基づく手続が適切になされていることを御報告いたします。

報告事項ウの説明は以上です。

片山会長 ただ今の説明につきまして、御質問・御意見がありましたら、発言願います。

各委員 ・・・なし・・・

片山会長 御質問がないようなので、ただ今の報告について、御承知願います。

片山会長 続きまして、次の報告事項に移ります。
報告事項エ「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」です。事務局より報告願います。

村上書記 議長。内水面漁場管理委員会、書記。
報告事項エの全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果について御説明いたします。

毎年、秋頃に幹事県で協議会を開催しております。令和4年度は本県が幹事県でしたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で、書面開催となりました。

資料 68 ページを御覧ください。令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の表決結果です。

協議会の議事は3件です。第1号議案「令和5年度提案項目（案）について」、第2号議案「ブロック内照会・協議事項について」、第3号議案「次回開催県について」です。それぞれの内容について御説明します。

まず、第1号議案「令和5年度提案項目（案）について」、ア 令和4年度第1回漁場管理対策検討会結果とイ アンケート調査結果についてです。

資料 73 ページをお開きください。下の表2 各議案表決一覧表を御覧ください。左から2列目の第1号議案ア、イについて 13 の全ての都道県から承認がありました。

「第1号議案ウ 提案項目検討・追加項目について」です。このことについて、昨年10月に本県内水面漁場管理委員会事務局から提案項目素案の追加・修正の提案について、各委員の皆様へ意見照会をいたしました。また、幹事県でしたので、この素案に係るアンケートについて、13 の各県の内水面漁場管理委員会へ照会をいたしました。

提案項目（案）については、今年度に引き続き、7項目の提案項目がありました。具体的には、1 外来魚対策について、2 魚病対策について、3 鳥類による食害対策について、4 河川湖沼環境の保全及び啓発について、5 放射性物質による汚染対策について、6 ウナギの資源回復について、7 内水面漁場管理委員会制度の堅持についてです。

照会の結果、千葉県内水面漁場管理委員会から提案項目素案に対する意見が3件ありました。その内容及び意見詳細については、資料70ページ、71ページ「Ⅳ 河川環境の保全及び啓発について」、資料72ページの「Ⅴ 放射性物質による汚染対策について」です。この千葉県からの意見についての各県の回答は、74ページ、75ページ及び76ページに記載しました。詳細については割愛します。

資料の68ページにお戻りください。ただいまの千葉県内水面漁場管理委員会の追加提案の審議結果です。「2 第1号議案 ウについて」(1)から(3)を御覧ください。内容は割愛させていただきます。

引き続き第2号議案についてです。第2号議案は、ブロック内照会・協議事項です。ブロック内照会・協議事項は2件ありました。

まず、1件目です。資料の77ページを御覧ください。岩手県から、ブラウントラウト等外来魚の侵入・拡大防止対策について照会がありました。このことについて、各県の意見内容は77ページのとおりです。

次に、資料の78ページを御覧ください。本県から「提案項目Ⅴ 放射性物質による汚染対策について」照会及び協議内容の提出をしました。提案理由を御覧ください。除染に伴う環境変化が漁業に与える影響を懸念する、また、除染対策を実施した場合の利点や損失について知見を集めることも重要とのことから、河川湖沼環境中の放射性物質について、基本的に除染しない方針が示され、有効な除染対策を検討し実施することについて、各県に照会し、意見を求めました。このことについて、各県の意見内容については、78ページのとおりです。

最後に、「第3号議案 次回の令和5年度の東日本ブロック協議会の開催県について」です。資料は、68ページを御覧ください。令和5年度の東日本ブロック協議会開催予定県は、輪番制により栃木県となっております。この表決結果につきまして、13の都道府県から承認がありました。

以上で、報告事項エ「全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」の報告を終わります。

片山会長

ただ今の説明につきまして、御質問・御意見ありますでしょうか。

各委員

・・・なし・・・

片山会長

ありがとうございました。

片山会長

次に、報告事項オ「遊漁承認証のオンライン申請導入後の状況について」を、知事部局より報告願います。

村上主事

議長。水産課主事、村上です。

「報告事項オ 遊漁承認証のオンライン申請導入後の状況について」御説明いたします。

「報告事項オ 遊漁承認証のオンライン申請導入後の状況について」は、委員限りの資料といたします。

(知事部局から説明)

以上で、「報告事項オ 遊漁承認証のオンライン申請導入後の状況について」を終わります。

片山会長 　　ただ今の説明につきまして、御質問等がありましたら、発言願います。

各委員 　　・・・なし・・・

片山会長 　　質問等がないようですので、ただ今の報告について、御承知願います。

片山会長 　　御案内しておりました議事はすべて終了いたしました。その他、何かございますでしょうか。
中沢委員どうぞ。

中沢委員 　　直接この内水面漁場管理委員会の対象魚種ではないんですが、サケについて、勉強のために教えてください。

　　前回、水産要覧をいただきまして、中身を見ていたら、捕獲数の比較表（水産要覧 66 ページ、(2) さけ人口ふ化放流事業の成果、表中の沿岸来遊数）があって、沿岸漁獲数と河川捕獲数の合計で平成 21 年の 43 万尾が、平成 29 年から令和 2 年まで表にあるんですが、もう桁違いに減少しているんですね。平成 29 年では約 32,000 尾、令和 2 年度が 5,312 尾ということです。

　　今年、テレビで北海道の一部の川では非常に捕れたと報道していましたが、東北の太平洋側の河川ではもうほとんど捕れないということでした。一般的に、サケは、回遊してきて 4 年後とかに捕れるので、こういうサイクルが続いてくると、サケという資源がどうなっていくのかなと、非常に心配しておりました。

一方では、海水温が原因といった話も聞きました。勉強のために、何か情報があれば教えていただきたいです。

水産課長

水産課長、石田です。

まず、サケの生態でございますが、皆様御存じのとおり、大体3月ぐらいに稚魚を放流して、放流した稚魚が三陸海域を通過して、それから最終的にはベーリング海の方に行き、早いもので3年、通常で4年後に親潮域を南下して、生まれた川に帰ってくるのがサケの生態です。

その中で、3月あるいは4月ぐらいにサケの稚魚を放流して、それから三陸沖を通過して、ベーリング海に向かうわけですが、ここ数年、3、4年前から、その三陸沖に暖水塊、いわゆる暖かい水の塊、これは黒潮から分かれた水ですが、そこをサケの稚魚が通るときに、餌になるプランクトン等があまりいない海域になるので、そこでの死亡率が高かったのではないかとというのが国の水産研究機構の見解でございます。

コントロールが非常に難しい、自然の大きな話ですが、我々としても春先の水塊、温かい水、冷たい水の水塊の配置に、今後も十分注視していきたいと考えてございます。

また、先ほど中沢委員からお話がありましたが、一部の河川では太平洋側ほどひどくなく、ある程度回帰しているということですが、日本海側の回帰の状況は良いと聞いております。それは回遊経路が違っておまして、日本海から放流したものは三陸沖ではなくて、北海道の日本海側を通過していくからではないかと、推察されております。

まず、私どもとしては、海域の水温の変動がありますが、サケの捕獲数が少ない中で今やっているのは、北海道又は岩手県から、サケの発眼卵を譲っていただいて、それを漁協の皆さんが入手して、今後サケが減らないように稚魚の放流に努めていただいておりますので、県としては、健全なサケの稚魚を育成されて放流されるように対応しているという状態でございます。

簡単ですが以上です。

片山会長

ありがとうございます。

ほかに、何かありますでしょうか。

各委員

・・・なし・・・

片山会長

それでは、ないようですので、以上をもちまして、議長の任を終わらせていただきます。

御協力ありがとうございました。

(6) 閉会

後藤書記

長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、第21期第6回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

以上、議事録に相違ないことを証するため、署名・押印いたします。

令和5年2月28日

会 長 片山 亜優 

議事録署名人 寺西 博志 

議事録署名人 石井 了美子 